

第 2 次
美濃加茂市人権施策推進指針
(案)

令和 2 年 3 月
美濃加茂市

目 次

第 1 章 人権施策推進指針の策定にあたって

1. 人権施策推進の背景	P.1
2. 指針作成の趣旨	P.1
3. 指針の位置づけ	P.1
4. 計画の策定期間	P.1
5. 市民意識調査	P.2
6. 基本理念	P.7
7. 人権施策の基本的な方向	P.7

第 2 章 分野別人権課題の解決へ

1. 女性	P.8
2. 子ども	P.9
3. 高齢者	P.10
4. 障がい者	P.11
5. 同和問題（部落差別）	P.12
6. 外国人	P.13
7. インターネットによる人権侵害	P.14
8. HIV 感染者・ハンセン病患者等	P.14
9. 刑を終えて出所した人	P.15
10. 犯罪被害者等	P.15
11. 性的指向	P.15
12. 性自認	P.15
13. 北朝鮮当局拉致によって拉致された被害者等	P.17
14. アイヌの人々	P.17
15. 人身取引（トラフィッキング）	P.17
16. 災害に伴う人権問題	P.17
17. ホームレス	P.18
18. 自殺をめぐる問題	P.18

第 3 章 市民・事業者・関係機関との協力

1. 庁内の連携	P.20
2. 市民の役割	P.20
3. 事業者の役割	P.20
4. 基本方針の点検、見直し	P.20

第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

1. 人権指針策定の背景

「人権」とは「すべての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利」あるいは、「人間が人間らしく生きる権利で、生まれながらに持つ権利」であり、だれにとっても身近で大切なもの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。

人権問題については、依然課題が多くあり、児童虐待や女性に対する暴力、いじめによる自殺などは度々報道され、社会問題となっています。また解消を目指す多くの人権問題についても、様々な偏見や差別などが根強く残っています。

そんな中、平成26年（2014年）には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の改正がありました。また、平成28年（2016年）には、「障がい者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。

こうした法整備により、過去から長く取り組んできた人権課題への解消へ向けて踏み込んでいく一方、時代の変遷、技術革新などにより、新たな人権問題も生じてきました。

インターネットによる差別的な書き込みや、性的少数者、自殺をめぐる問題など、人権課題は多様化し、一層の人権教育、啓発の取り組みが求められています。

2. 指針策定の趣旨

本市においては、平成23年（2011年）に美濃加茂市人権施策推進指針を策定し、「思いやりの心にあふれた、人を大切にすまちなみづくり」を目指して、人権教育、啓発活動を推進してきました。これまで進めてきた取り組みの成果と課題を的確にとらえた上で、先に述べた社会情勢の変化や、新たに対応すべき課題などを踏まえ、この度指針の見直しを行いました。

3. 指針の位置づけ

本指針は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」第5条に規定されている地方公共団体の施策策定責務に基づき、美濃加茂市の人権施策の基本的な方向性を明らかにするために作成します。

4. 指針の策定期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

ただし、人権問題に関する新たな法整備、国等の動向や社会の情勢の変化に合わせて指針の見直しを行います。

5. 市民意識調査

人権意識について、実態を把握するために、市民アンケート調査を実施しました。対象、方法等は以下の通りです。

調査対象：美濃加茂市在住の満18歳以上の市民

抽出方法：美濃加茂市住民基本台帳から1,500人を無作為抽出

調査方法：郵送による配布・回収

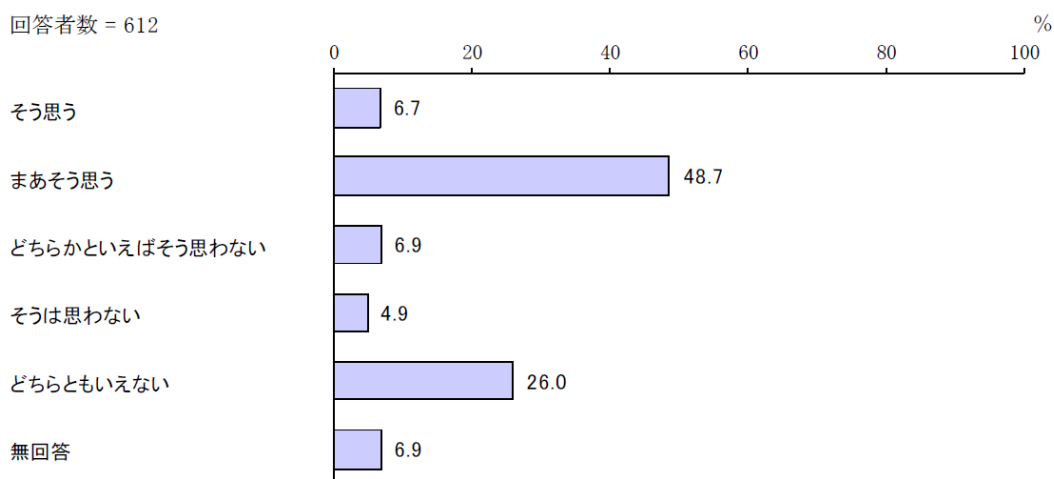
調査期間：令和元年（2019年）6月19日～7月12日

回収状況：612件（男性263件、女性345件、無回答4件）

有効回答率40.8%

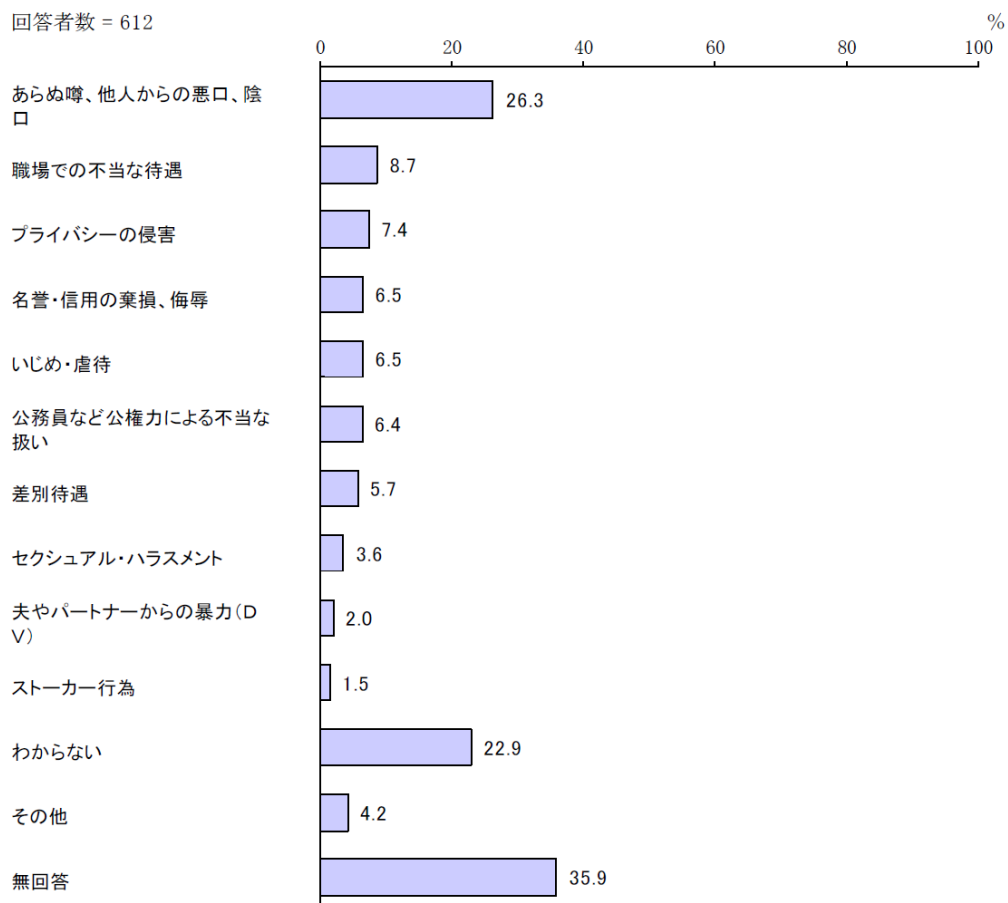
美濃加茂市は人権が尊重されている社会だと思いますか（記入は1つ）

「そう思う」と「まあそう思う」をあわせた“そう思う”の割合が55.4%、「どちらかといえばそう思わない」と「そうは思わない」をあわせた“そうは思わない”の割合が11.8%、「どちらともいえない」の26.0%となっています。



人権侵害を受けた内容はなんですか（記入は複数可）

「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」の割合が26.3%と最も高く、次いで「わからない」の割合が22.9%となっています。



第1章 人権施策推進指針の策定にあたって

【性年代別】

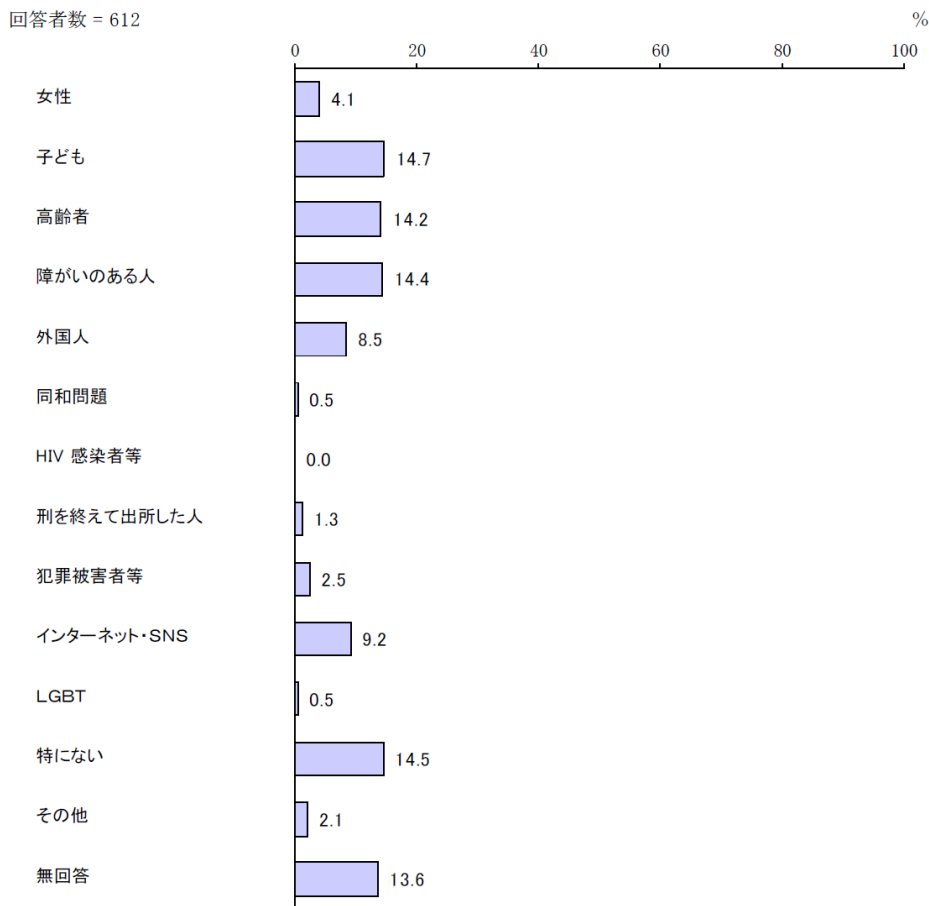
性年代別でみると、他に比べ、男性の30歳代で「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」「名誉・信用の棄損、侮辱」「いじめ・虐待」の割合が高くなっています。

単位：％

区分	回答者数(件)	悪口、陰口	あらぬ噂、他人からの	名誉・信用の棄損、侮辱	公務員など公権力による 不当な扱い	夫やパートナーからの 暴力(DV)	職場での不当な待遇	プライバシーの侵害	差別待遇	セクシュアル・ ハラスメント	ストーカー行為	いじめ・虐待	わからない	その他	無回答
男性 10歳代	3	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	66.7	—	33.3
20歳代	13	23.1	—	7.7	—	7.7	—	—	7.7	—	7.7	46.2	7.7	23.1	
30歳代	26	46.2	23.1	7.7	—	19.2	3.8	3.8	7.7	—	19.2	11.5	—	26.9	
40歳代	35	22.9	8.6	8.6	—	17.1	2.9	—	—	—	8.6	45.7	2.9	11.4	
50歳代	39	23.1	10.3	7.7	—	17.9	10.3	2.6	2.6	—	5.1	25.6	5.1	33.3	
60歳代	58	32.8	10.3	10.3	—	6.9	8.6	10.3	—	1.7	5.2	25.9	6.9	27.6	
70歳代	64	20.3	1.6	7.8	1.6	7.8	7.8	4.7	3.1	—	1.6	28.1	3.1	37.5	
80歳以上	25	28.0	8.0	12.0	4.0	8.0	8.0	—	—	—	4.0	8.0	4.0	56.0	
女性 10歳代	2	50.0	50.0	50.0	—	50.0	50.0	—	—	—	—	50.0	—	—	
20歳代	24	20.8	—	—	4.2	8.3	8.3	4.2	4.2	4.2	12.5	25.0	8.3	37.5	
30歳代	48	35.4	8.3	4.2	4.2	10.4	8.3	6.3	8.3	2.1	8.3	27.1	10.4	20.8	
40歳代	52	34.6	5.8	3.8	1.9	5.8	7.7	1.9	5.8	3.8	9.6	21.2	3.8	28.8	
50歳代	50	26.0	8.0	10.0	4.0	6.0	8.0	8.0	6.0	2.0	2.0	18.0	2.0	38.0	
60歳代	68	30.9	5.9	4.4	4.4	7.4	8.8	13.2	2.9	2.9	7.4	8.8	4.4	38.2	
70歳代	63	9.5	—	1.6	—	3.2	6.3	4.8	1.6	—	4.8	19.0	—	60.3	
80歳以上	37	18.9	2.7	—	—	2.7	—	5.4	2.7	—	2.7	27.0	2.7	51.4	

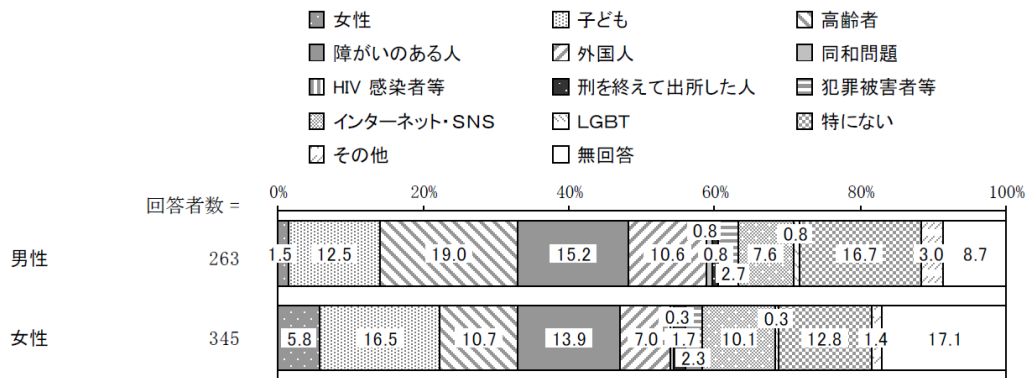
取り組みを強化すべき人権問題はなんですか（記入は1つ）

「子ども」の割合が14.7%と最も高く、次いで「特にない」の割合が14.5%、「障がいのある人」の割合が14.4%となっています。



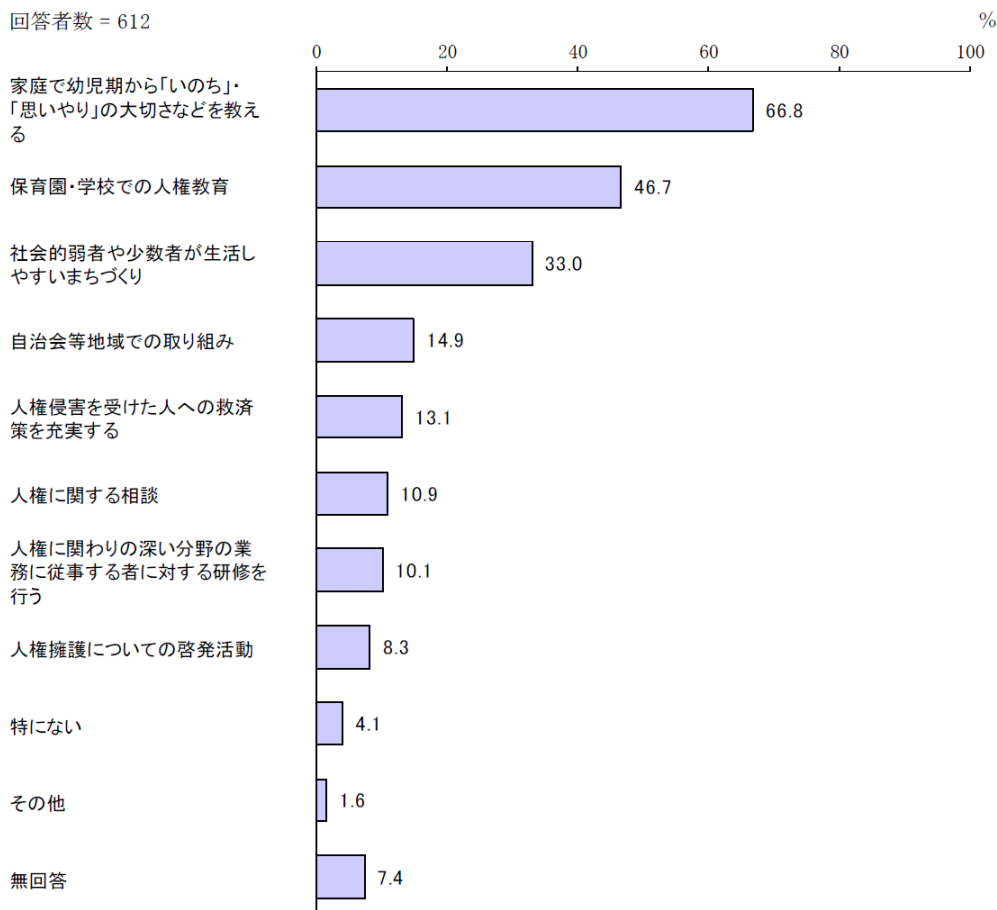
【性別】

性別で見ると、女性に比べ、男性で「高齢者」の割合が高く、約2割となっています。



人権が尊重されるまちをつくるために必要な取り組みはなんですか
(記入は3つまで)

「家庭で幼児期から「いのち」・「思いやり」の大切さを教える」の割合が66.8%と最も高く、次いで「保育園・学校での人権教育」の割合が46.7%、「社会的弱者や少数者が生活しやすいまちづくり」の割合が33.0%となっています。



6. 基本理念

本指針の基本理念を以下のとおりとし、2つの基本目標を掲げます。

「思いやりの心」にあふれた、人を大切にするまちづくり

基本目標① 自分らしく生きていけるまち

すべての人の権利と自由が保障され、一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きていけるまちをめざします。

基本目標② 思いやりをはぐくむまち

一人ひとりの人権に配慮され、健康で安心した生活を保障した誰に対しても思いやりをもって幸福に暮らすことができるまちをめざします。

7. 人権施策の基本的な方向性

多種多様な人権問題に対する取り組みについての基本的な方向性は、以下のとおりとします。

①人権教育の推進

- ・学校教育において、人権問題の正しい知識と、思いやりの心を育み、教育を充実させます。差別やいじめを許さない学校づくりを進めます。
- ・生涯学習において、人権問題についての啓発と、人権感覚を醸成する場を設け、すべての世代のあらゆる立場の人に対する教育を推進します。

②人権啓発の推進

- ・家庭、職場、地域など、さまざまな場において、人権問題について、正しい知識や、意識の改革について、市民に問いかけを続け、人権意識が高まるような働きかけに努めます。

③人権尊重の視点に立った職務遂行

- ・常に人権尊重の視点に立ち、あらゆる施策・事業の推進に取り組みます。
- ・市職員、教員に対し人権問題についての研修を奨励し、それぞれの担当職域の中で人権問題への解決に向けた人材づくりの広がりを図ります。

第2章 分野別人権課題の解決へ

1. 女性

①現状と課題

国では、男女が性別による固定的な役割分担意識によって阻害されることなく、自らの能力を発揮しあらゆる分野に参画できるよう平成11年(1999年)に「男女共同参画基本法」を策定し、総合的な取り組みが進められています。

平成26年(2014年)には夫やパートナーによる女性に対する暴力の防止のため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)が施行され、平成27年(2015年)には、「女性の職業生活における活躍の推進法」(女性活躍推進法)が施行されました。

また、令和元年(2019年)5月には女性活躍推進法が改正され、一般事業者の行動計画の策定義務が、101人以上の事業主に拡大されるなど、雇用機会や管理職への登用など、働く場における女性の人権問題について、解決へより踏み込んだ内容となっています。

美濃加茂市においては、「第2次みのかも男女共同参画基本計画」を策定し、関係各課と連携をはかりながら、施策を総合的に進めてきました。

しかしながら、男女平等と女性の人権保障については、実現されているとは言い難い状況にあります。令和元年に美濃加茂市で行った市民アンケート調査では、「社会全体で平等になっていると思いますか」という質問に対し、平等になっていると答えたのは8%でした。

家庭においては、固定的な役割分担意識が払拭しきれていない現状や、家事育児、介護への関わり方や女性へのドメスティック・バイオレンス(DV)の防止など課題が多くあります。

職場においては、セクシュアルハラスメントや、パワーハラスメント、妊娠・出産等を理由とした不利益取扱い(マタニティハラスメント)により、仕事を続けにくくなったりしている問題が大きくなっています。

②取り組みの方向性

美濃加茂市は、「第3次みのかも男女共同参画基本計画」に基づき、家庭や職場、地域、政策決定の場など、あらゆる分野において、性別によらず、男女の人権が等しく尊重され、女性が活躍できる環境の整備や、男女間の暴力の根絶、女性の人権尊重や、男女がともに不平等感を持たない雇用に向けた取り組みを支援します。

- ・男女共同参画社会の推進
- ・人権尊重意識の啓発
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶(DV防止)

2. 子ども

①現状と課題

平成元年、国連総会において子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択され、日本も平成6年にこの条約に批准しました。

また、平成28年（2016年）には、「児童福祉法」が改正されました。市町村母子健康包括支援センターの設置や、医療機関や学校等との連携等、妊娠期から切れ目のない虐待予防策を講じる旨や、支援のための拠点整備を市町村が努めることなど、児童虐待発生時の迅速・的確な対応策が規定されました。

本市では平成28年（2016年）4月に「美濃加茂市いじめ防止対策推進条例」を施行しました。

社会全体でいじめ問題を克服することを目指して、いじめの防止のための対策を行わなければならないと定められています。

しかし、少子化や核家族化の進行により、地域や家族との結びつきの希薄化、子育て機能の低下を背景に、児童虐待、いじめ、不登校、親や子どもの貧困、有害情報の氾濫、性の商品化など、子どもの人権問題は深刻化しています。

幼児や児童を親などが虐待し、死に至らしめるという事件が多数報道されており、中には、子育ての孤立化や、負担感の増加による心身への影響に起因するものもあります。

子どものいじめは、インターネット、携帯電話、メール等を悪用した書き込みなど、多様化し、保護者や教員から一層見えにくくなっている実態も見られます。

②取り組みの方向性

子ども一人ひとりに目を配り、人間として尊重され、人権が守られる中で成長していく環境づくりを推進します。

いじめの防止に関係する機関及び団体と連携して、いじめの防止等のための対策を策定、実施します。家庭、学校、地域が連携しながら子どもの人権が保障される健全な環境をつくれます。

- ・学校等におけるいじめの防止
- ・児童虐待防止
- ・相談体制の整備
- ・子育て家庭への支援

3. 高齢者

①現状と課題

高齢化の進行は、医療や年金、介護等の社会保障をはじめ、社会全体に大きな影響を与えています。日本における高齢化率は、平成25年(2013年)に25%を超え、2035年には3人に1人が65歳以上という社会を迎えることが予測されています。

本市の65歳以上の人口は、平成31年(2019年)4月1日時点で12,980人で、高齢化率は22.77%と高水準にあり、今後も高齢化はますます進行することが予想されています。

そんな中、認知症高齢者は増加傾向にあり、家族など周囲の人たちに認知症が正しく理解されていないことも多く、高齢者虐待に発展することもあります。

また、高齢者のいる世帯に占める「単独世帯」は増加傾向があり、孤立や犯罪被害等を防止するため、より一層の地域での見守りや生活支援などの支え合いが必要です。

高齢者が地域において安全に、かつ安心して生活をおくり、また自らの意志で老後の生活スタイルを選択・判断でき、誇りをもって自分らしく生きることができるようまちづくりを進めています。

②取り組みの方向性

認知症に対する周囲の理解を深める啓発や、高齢者や家族の相談・支援体制のさらなる充実や、高齢者虐待の防止、犯罪の被害から防ぐための周知、啓発を継続していきます。

高齢者が安心して、いきいきと元気に暮らせる社会づくりの実現をめざします。

- ・ 高齢者への虐待の防止
- ・ 自立、社会参加への支援
- ・ 福祉サービスの提供

4. 障がい者

①現状と課題

国においては、平成28年（2016年）4月に「障がい者差別解消法」が施行されました。

この法律では、国、都道府県、市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止しています。例えば、サービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけたりするような行為が当たります。

また、「合理的配慮の提供」についても義務づけられました。負担になりすぎない範囲で、筆談や読み上げ、わかりやすい表現で説明したり、高いところに陳列された商品をとって渡すという行為のことです。

しかし、依然として障がい者への社会的障壁は多く、外出を控えたり、地域社会への参加や、自立を困難にしています。現在もなくなっていない偏見や誤解についても、解消するために継続して啓発を行っています。

また、行政や事業者等以外の、法律の対象になっていない、国民一人ひとりについても、差別のない社会の実現に向け、趣旨を理解していただくことが重要です。

本市では、「美濃加茂市障がい者計画」に基づき、障がいのある人もない人も、お互いに支え合い、共に生活し、活動できる社会を目指しています。

②取り組みの方向

- ・市民の障がい者に対する理解の促進

障がいのある人にとっての「社会的障壁」を取り除くために、小・中学校での福祉教育をはじめ、地域住民に対して障がいへの正しい知識の普及を積極的に行います

- ・生活環境の整備
- ・自立と社会参加支援

5. 同和問題（部落差別）

①現状と課題

同和問題は、日本の固有の人権問題であり、歴史的過程で政策的に形づくられた身分制度によって、一部の人々が社会的に差別を受けてきたものです。

明治時代に入った後、制度上の差別はなくなりましたが、差別意識は根深く残っており、特に結婚における差別、差別発言等の人権問題が依然として存在しています。また、インターネット上での差別的な書き込みは大きな問題として挙げられています。

平成28年（2016年）12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消法）が施行され、国及び地方公共団体は、相談体制の充実や教育及び、啓発を図るよう努めることが責務として定められました。

②取り組みの方向性

・教育・啓発の推進

同和問題について、正しい理解と認識を持つよう、広報紙や啓発物品、啓発事業等によって啓発活動を推進していきます。

また、学校教育において、同和問題を重要な問題であると捉え、解決へ向けた意識を育てるよう、人権教育を推進していきます。

・えせ同和行為の排除

えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識をもって対応します。

・相談体制の充実

部落差別解消法

現在もなお、部落差別が存在しているということを明記した上、国及び、地方自治体の責務を明らかにしています。内容としては、教育・啓発や、相談体制の充実、実態調査の実施について記載されており、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現するために施行されました。

インターネット上に地名リストなどの掲示がされたことが背景にあると考えられます。

6. 外国人

①現状と課題

平成2年（1990年）の入管法の改正により、日系人とその家族に就労期限のない在留資格が与えられることとなり、外国人市民の急激な増加や定住化が進みました。

美濃加茂市は平成30年（2018年）4月1日時点で住民の約8.3%にあたる4,730人を外国人住民が占め、岐阜県内では最も外国人市民の割合が高くなっており、多文化共生のまちづくりを進めてきました。

平成31年（2019年）に再び実施された入管法の改正により、新たな外国人労働者が増加し、国籍の多様化など新たな問題が生まれる状況にあります。

文化の違いなどから、外国人に対する偏見や就労差別など、さまざまな人権問題があります。

そんな中、本市では、「第3次 美濃加茂市多文化共生推進プラン」を作成し、日本人と外国人が分け隔てなく、対等な市民として安心、快適に生活できるまちづくりに取り組んできました。

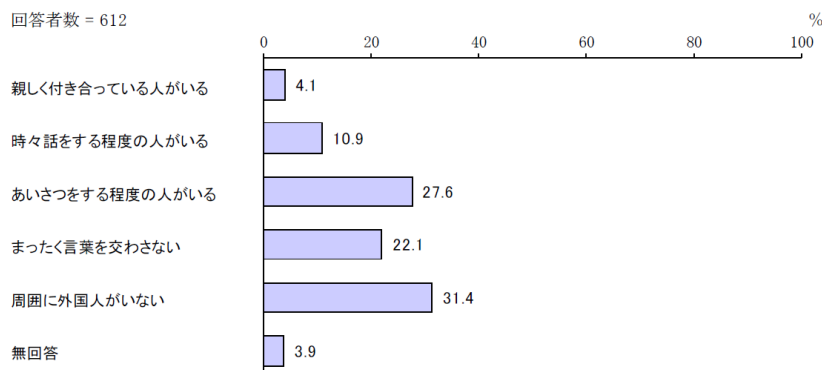
日本人市民と外国人市民が文化や生活習慣、価値観の違いを認め合い、お互いに協力して、共生する地域づくりを進めることが重要です。

また、外国人市民が活躍するために、教育環境の充実や学習機会の提供が重要です。外国人市民が日本社会の制度や仕組みなどを理解することで、活躍する機会も増え、次世代の若い人材の育成にもつながります。

そうしたお互いの歩み寄りにより、暮らしやすい多文化共生社会の実現を目指します。

あなたは、在住外国人とどの程度のお付き合いがありますか（記入は1つ）

「周囲に外国人がいない」の割合が31.4%と最も高く、次いで「あいさつをする程度の人がいる」の割合が27.6%、「まったく言葉を交わさない」の割合が22.1%となっています。



②取り組みの方向性

- ・コミュニケーション支援

情報の多言語化、伝達手段の確保

多言語及び、多文化社会に対する学習支援

- ・生活支援

暮らしの環境整備、教育体制の充実

労働環境の整備、健康や福祉、医療情報提供

- ・多文化共生の地域づくり

地域社会に対する意識啓発、人権尊重の意識づくり

外国人市民の自立と社会参画

市民が主体となって行う多文化共生、国際交流活動への支援

7. インターネットによる人権侵害

①現状と課題

インターネットの普及に伴い、インターネットでの情報発信を悪用した、暴言やプライバシーの侵害、いじめ等の人権侵害が生じています。匿名性を悪用し、特定の個人を対象とした誹謗・中傷などの書き込みなども相次いでいます。

子どもが保護者や教員の見えないところでいじめが起こっていたり、同和問題や外国人に対する差別的な書き込み等も深刻化しています。

SNS を利用した情報発信では、多数の人に広がる速度も非常に早く、安易な投稿から深刻な人権問題につながることもあります。

一人ひとりがインターネットの適正な利用に心がけ、啓発や教育により安全な利用と他の人権問題についても理解を深めることが重要です。

②取り組みの方向性

- ・悪用防止利用
- ・安全な利用についての教育

8. HIV 感染者・ハンセン病患者等

①現状と課題

病気についての知識不足や誤解からエイズ患者・HIV 感染者やハンセン病患者、元患者、難病患者及び肝炎等に偏見を持つ人がいます。

病気についての正しい知識を持ち、そうした偏見をなくすために患者等の立場に立って考えることが必要です。

②取り組みの方向性

- ・正しい知識の普及
- ・偏見や差別の撤廃

9. 刑を終えて出所した人

①現状と課題

罪を償い、刑を終えて出所した人やその家族に対しては、根強い差別意識があり、本人に更生意思と意欲があったとしても、就職や住居等の面で社会に受け入れてもらえないなどといった状況があります。

社会復帰が阻まれたり、その家族の人権が侵害されたりすることのないよう、偏見や差別の解消に向けた啓発に努める必要があります。

②取り組みの方向性

- ・社会復帰支援
- ・相談体制の整備、支援

10. 犯罪被害者等

①現状と課題

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害だけでなく、行き過ぎた取材・報道、無責任な噂話等によって、精神的な負担等が被害後に生じています。

犯罪被害によって苦しんでいる中、追い打ちを掛けるようなことがないように、配慮をすることが必要です。

②取り組みの方向性

- ・相談体制の整備、支援

11. 性的指向 12. 性自認

①現状と課題

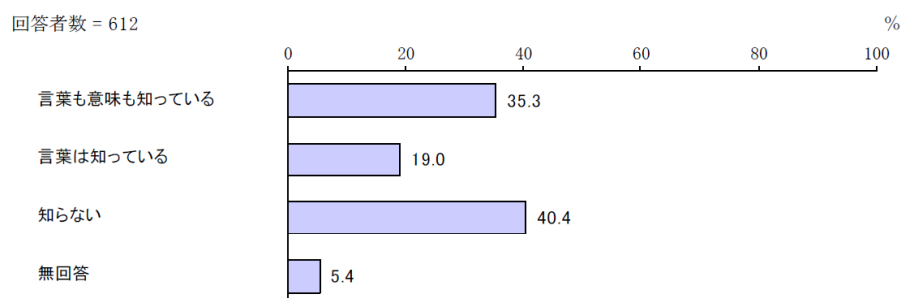
「男性が男性を、女性が女性を好きになること」に対しては、根強い偏見や差別があり、同性愛者や、体と心の性が一致していない人などが、心ない好奇の目にさらされる問題があります。またそのような人についての差別的な言葉で、傷つけ、苦しめていることに対して気づいていない人がまだまだ多くいるのが現状です。

近年、「LGBT」等の性的少数者（セクシュアルマイノリティ）という言葉については、社会的な問題として取り上げられることが多くなりました。それに伴い、公文書の性別欄や、「誰でもトイレ」のような、性についての表記について、性的少数者の方に配慮した取り組みが進められています。

さらに、異性愛の人も含め、すべての人の性的指向（好きになる対象の性）、性自認（心の性）を表した、「SOGI」という言葉も使われるようになり、すべての人が対等、平等という人権に根ざした課題としてとらえるべきであるという国際的潮流があります。

あなたは、「LGBT」という言葉を知っていますか（記入は1つ）

「知らない」の割合が40.4%と最も高く、次いで「言葉も意味も知っている」の割合が35.3%、「言葉は知っている」の割合が19.0%となっています。



②取り組みの方向性

- ・性の多様性の理解へ向けた啓発
- ・正しい知識の周知
- ・性の多様性に配慮した対応

LGBT

L：女性の同性愛者（Lesbian：レズビアン）

G：男性の同性愛者（Gay：ゲイ）

B：両性愛者（Bisexual：バイセクシャル）

T：こころとからだの性との不一致（Transgender：トランスジェンダー）

上記の頭文字をとった単語で、性的少数者の総称のひとつです。

SOGI

性的指向（Sexual Orientation）、性自認（Gender Identity）

自分の性の認識と好きになる性がどのような対象なのかという、LGBTを含めたすべての人の属性を表します。

13. 北朝鮮当局によって拉致された被害者等

①現状と課題

北朝鮮当局による日本人拉致は、我が国に対する主権侵害であるとともに、重大な人権侵害です。地域で共に暮らす在日朝鮮人の方々の人権にも配慮しながら、拉致問題の一日も早い解決へ向けて啓発活動などを推進します。

②取り組みの方向性

- ・ 拉致問題の啓発推進
- ・ 理解と関心を深める教育の推進

14. アイヌの人々

①現状と課題

アイヌの人々は、固有の言語や伝統行事等の文化を持つ先住民族ですが、就職、結婚などにおいて、偏見や理解不足からの差別問題が依然として存在しています。

アイヌの人々に対する偏見や差別を解消するために、理解と認識を深める必要があります。

②取り組みの方向性

- ・ 理解と関心を深める教育の推進
- ・ 偏見、差別の撤廃

15. 人身取引（トラフィッキング）

①現状と課題

強制労働、性的搾取を目的とした人身取引は、重大な犯罪であるとともに、深刻な人権侵害です。対象となるのは女性や子どもといった、社会的弱者が多く、現代の日本においても実際に行われている人権問題です。関心を持ち、人身取引を決して許さず、撲滅するために協力していく必要があります。

②取り組みの方向性

- ・ 関心を深める教育の推進、啓発活動
- ・ 被害者への適切な保護措置

16. 災害に伴う人権問題

①現状と課題

平成23年（2011年）3月11日に発生した東日本大震災と、原子力発電所の事故によって、不明確な風評や偏見、思い込みによる心無い言動により、被災者を傷つけたり、見

童が避難先でいじめにあったりすることが発生しました。

その他に、避難所でプライバシーが守られないこと、長期間の避難生活によるストレスからの暴力や虐待等、災害時においては多様な面から発生する人権問題への対策が必要とされています。

②取り組みの方向性

- ・風評被害による差別の撤廃
- ・避難所におけるプライバシーの保護
- ・女性の人権保護のための環境整備

17. ホームレス

①現状と課題

近年の経済、雇用環境の悪化等を背景に、自立の意志がありながら、ホームレスとなることを余儀なくされた方が多く存在する中、偏見や差別意識から暴行事件等が発生しています。

ホームレスの人権に配慮するとともに、自立支援やホームレスの人権擁護のための啓発活動等を推進します。

②取り組みの方向性

- ・各相談機関との連携
- ・自立支援に向けた理解や共生意識の啓発

18. 自殺をめぐる問題

①現状と課題

我が国の自殺者数は、先進国の中でも突出して高い傾向が続いています。また本市の自殺死亡率は、国や県と比較して高い状態にあり、自殺対策が大きな問題となっています。

自殺は個人の自由な意思選択ではなく、複雑な要素が絡みあった結果に起こる、追い込まれた末の死と言われています。

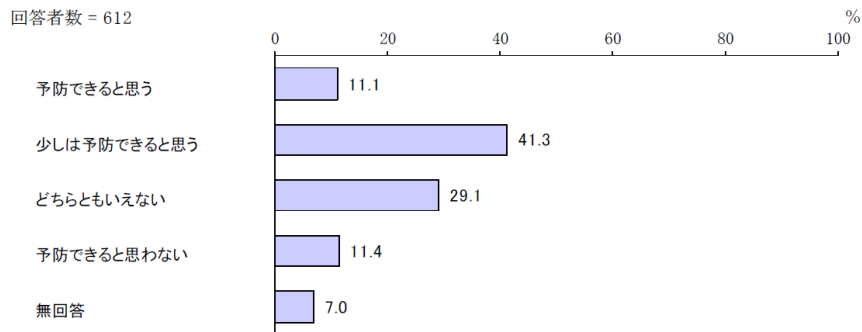
追い込まれるという危機について、「誰にでも起こりうる」という認識を一人ひとりが持ち、周りの人や、関わりのある人が気づき、援助を広げていく必要があります。

また、「自殺は不名誉で恥ずかしいものである」という誤った社会通念により、遺族など周りの人に心理的に深刻な影響を与えることがあります。遺族に対する支援とともに、正しい知識の普及啓発も必要です。

庁内関係課が横断的な連携を図りながら、相談支援や啓発活動などに取り組み、自殺で亡くなる方がいなくなることを目指して取り組んでいきます。

あなたは、人権施策の推進により自殺を予防することができますか
(記入は1つ)

「予防できると思う」と「少しは予防できると思う」をあわせた“予防できると思う”の割合が52.4%、「どちらともいえない」の割合が29.1%、「予防できると思わない」の割合が11.4%となっています。



②取り組みの方向性

- ・ゲートキーパーの養成
- ・相談体制充実、啓発活動
- ・関係機関との連携

第3章 市民・事業者・関係機関との協力

1. 庁内の連携

多種多様な人権問題に対応するために、庁内において、部署にとらわれず庁内全体が連携し、職員一人ひとりが当事者意識をもち一体となって取り組みを推進します。

2. 市民の役割

市民一人ひとりが、日常生活において、思いやりを持って取り組みます。積極的に市の啓発活動や、学習会等に参加し、日常的な人権問題への関心と理解を持ちましょう。

偏見を持たず、差別をしない、差別を許さない態度と行動に務めましょう。

3. 事業者の役割

事務所内における人権尊重の気風を醸成しましょう。社会的責任の一つであり、事業者価値を高めることにもなります。

職場のパワーハラスメント、セクシュアルハラスメントの防止に務めましょう。

4. 基本方針の点検、見直し

指針については、幅広く市民の意見を取り入れ、また人権に関する情報の収集と、提供につとめ、適宜見直しを実施します。